

令和7年度第2回 一般機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年9月30日（火）午後1時30分～午後2時58分

場所 あわぎんホール4F 会議室5（徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席委員

（公益委員）竹原委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員）川口委員 辻 委員 徳永委員

（使側委員）天野委員 森 委員 渡辺委員

3 主要議題

（1）金額改正審議

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

それでは、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、撫養部会長、進行のほうをよろしくお願ひいたします。

○撫養部会長

それでは、ただいまより今年度第2回一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

はい。本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、専門部会の全委員の3分の2である6名以上、または各側委員の3分の1である1名以上の出席で成立することとなっております。本日は、9名全員の委員のご出席が確認されております。本部会が有効に成立していることを報告いたします。

また、最低賃金法第25条第5項に基づき、特定最低賃金の改正決定に係る意見を関係労使に求める公示を行いましたが、意見の提出はございませんでした。

以上です。

○撫養部会長

ありがとうございます。

それでは最初に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

はい。お手元のほうに配付させていただいている資料をご覧ください。

資料1から4、こちらにつきましては、前回の合同専門部会と同様の資料となりますので、予め申し上げておきます。

まず、1ページの資料1ですが、こちらは特賃専門部会の一般機械と電気機械の委員名簿となっています。

続きまして、2ページの資料2ですが、こちらは特定最低賃金改正の諮問文の写しとなっています。

続きまして、3ページの資料3ですが、こちらが答申日別の最低賃金の最短の効力発生日を把握する表となっています。

赤枠で囲っているところですが、例年12月21日に特賃の発効日としていることから、今年度も12月21日発効を目指すのであれば、10月23日までの答申が必要になるということで赤枠をつけさせていただいている。

続きまして、4ページの資料4ですが、こちらは今年度の審議日程の予定です。

前回の合同専門部会の際に決めていただきました専門部会の日程についても、こちらに入れさせていただいております。

続きまして、5ページの資料5ですが、前回、合同専門部会のときに似た資料をお渡しさせていただきましたが、若干変えて、一般機械の特定最低賃金額の推移と、県最賃額の比較というような形で並べさせていただいている。

一番上の段が、一般機械の金額の推移で、続いて中段が県最賃の金額の推移、そして一番下の比較と書いてある段が一般機械の特定最低賃金と県最賃との比較の数字を入れさせていただいている。

続きまして、その下、2つのグラフを並べさせていただいているけれども、上のグラフ、こちらの棒グラフが特賃一般機械の金額の推移を表しています。折れ線グラフの黄緑色のほうが影響率、赤色が未満率を表しています。

下のグラフですが、こちらも棒グラフと折れ線グラフがあるんですけども、青色の棒グラフが特賃一般機械の金額の推移、オレンジ色の棒グラフが県最賃の金額の推移を表しています。同じように折れ線グラフですが、紫色が特賃一般機械の引上げ率の推移を表しております。黄緑色が県最賃の引上げ率を表しております。

こちらを見てみると、昨今の県最賃の引上げ額が大きくなっているため、一番上の表の比較というところですけども、改正後の金額差について、特賃一般機械の金額と県最賃の金額との差について、平成24年度には金額差が153円あったものが、令和6年度には90円にまで縮まっているというような状況が認められます。

続きまして、ページ変わりまして、6ページの資料6ですけども、こちらは四国各県の特定最低賃金の推移を表しています。

上の表が一般機械です。一般機械の特賃が設定されているのは徳島県のほかに香川県と愛媛県となっています。

続きまして7ページの資料7は、今年度実施した最低賃金基礎調査結果のうち調査対象業種が一般機械の調査結果です。資料の調査対象は、労働者数99人以下の規模の事業場となります。集計概要をご覧ください。全体の欄をご覧いただきますと、6月の調査時点で現行の最低賃金額1,070円を下回っている労働者の割合を示す未満率は、3.08%となっています。その下の月平均賃金額は271,260円で、その下はこれを1時間あたりに換算した平均時間額は1,599円となっています。その下、一ヶ月平均労働時間数は170時間です。その下の特性値ですが、賃金の低い者から順に並べて、20分の1番目に来る、第1二十位数の労働者の時間額は1,070円、10分の一番目である第1十分位数の労働者の時間額は1,125円、4分の1番目である第1四分位数の労働者の時間額は1,250円、真ん中の中位数は、1,500円となっています。

続きまして9ページの2(1)の表は、平成28年以降の未満率の推移になります。

その下の(2)賃金分布、影響率グラフですが、棒線が各賃金額の人数、折れ線が各金額での影響率を表しています。

続きまして、10ページの（3）の影響率の表は、現行の最低賃金額から賃上げが行われた場合の影響率を表にしたものでして、1円刻みで表しています。

表の見方ですが、引き上げられた賃金額の1円少ない欄の影響率を採用します。

例えば、現行の1,070円に今年度の地賃目安額である63円を足した場合、1,133円になりますが、その場合、影響率は1,132円のところを見ますので、11ページの水色でマーキングしてある10.76%ということになります。

簡単に考えると、賃金額が1,133円の方は特賃の改定が行われたとしても賃金の引上げを行う必要がないですが、1,132円以下の方は改定後、少なくとも1円以上の賃金引上げを行うという影響が生じるからというものです。

ちなみに黄色のマーキングは、今年の県最賃が66円引上げられた為、特賃も66円引上げた場合の影響率となります。

また、12、13ページは、規模別と年齢別の賃金分布状況の表になります。ここでは各賃金の欄の人数は累計で表示されています。14、15ページは男女別の年齢別となっています。

次の16、17ページは、調査結果から確認された現行最賃額に満たない低賃金労働者の一覧表になっています。ただ、こちらにつきましては特賃の適用がない65歳以上の方であったり、軽易作業従事者についてもリストの中に上がっていますので、全てが法に違反しているというようなものではございませんので、その点については付け足させていただきます。

続きまして、18ページの資料8以降は、経済指標の資料となります。

資料8は、内閣府発表の月例経済報告、日銀徳島事務所発表の徳島県金融経済概況、徳島経済研究所発表の徳島経済レポートの基調判断を切り取って各月分をまとめたものです。月例経済報告が日本全体、徳島金融経済概況と徳島経済レポートが徳島県内の経済概況をまとめたものとお考え下さい。19ページから42ページの資料9から資料11までにはそれぞれの月例経済報告、徳島県金融経済概況、徳島経済レポートを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして43ページの資料12は、8月27日発表の職業安定業務統計速報です。徳島県の有効求人倍率は1.18倍であり、全国の1.22倍、四国全体の1.33倍を下回っている状況にあります。また、44ページの項目6の県内の雇用失業情勢において、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」と判断されています。

続きまして、50ページの資料13は、徳島県内の倒産件数・負債総額の推移について掲載しています。帝国データバンクの資料で平成30年1月から今年の8月までの各月のデータです。

また、51ページは、四国各県の倒産件数・負債総額を年単位でまとめたものです。コロナ禍の時期は減少傾向にあったものの、昨今は全体的に増加傾向にある模様です。

52ページの資料14は春季の賃上げ回答妥結状況となっています。

追加で配布してある資料15は、今年度決定された地域別最低賃金の全国一覧です。徳島県の部分は水色のマーキングをしています。

資料の説明は以上でございます。

○撫養部会長

ただいまの説明について質問等があればお願いします。ございませんでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○撫養部会長

それでは本日は、本年度の金額改正について、労使より基本的な考え方などを伺いたいと思います。なお、本専門部会は、第3回目を10月3日の金曜日、予備日として10月17日の金曜日、10月23日の木曜日を予定しています。第3回の専門部会における結審に向けて、大筋での合意形成ができるように目指していきたいと考えています。各委員の皆様方のご協力をよろしくお願ひします。

それでは労側、使側、どちらからでも結構ですので見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○辻委員（労側）

それでは、**ジェイテクトシーリングテクノ**の辻です。よろしくお願ひします。

我々労側として、去年もJCMを参考にして、JCMの18歳、最低賃金の平均月額を月平均労働時間である161時間で割った額を第1回目に提示させてもらいました。そうした中で、今年2025年度でいうと、JCMの18歳、最低賃金の平均月額というのは187,941円であり、これを161時間で割ると1時間あたりの平均額が1,167円になります。今の一般機械の金額が1,070円ですから差が97円であります。この18歳の最低賃金というところの平均まで徳島県は未だ97円の差があることから、まずは、そこを埋めていくべきでないのか、というところで、97円の引上げというところを示させてもらいます。

以上です。

○撫養部会長

続きまして、使側委員、よろしくお願ひします。

○天野委員（使側）

よろしくお願ひします。今97円を埋めていくというお話なんですけれども、全国でなく徳島のことをベースに考えていただきたいなということを思っているんです。前回からお話ししていますが、どちらかといえば、徳島は自動車関係の城下町でございます。トランプ関税が出て以来、弊社もですけれども、自動車関係の仕事は4月、5月、6月、7月は、受注はゼロに近かったです。県外のほうから精密機械関係の仕事を幾らかいただきましたけれども、それも今までに比べたら50%を割るぐらいになってきております。今パートナーシップとか、いろいろ受注の単価の値上げ、それから交渉というお話があるんですけども、これだけ仕事が少なくなってくると、もう単価が安くても取り合いになっているという状態なんです。

今まで仕事をいただいていた会社さんに見積りを出した際のことです。工具代がこの10月から30%から50%上がるようになっているのですが、こうした中でも、そういう上乗せをせず、今までどおりの単価で見積りを出した際に言われたのが、他社さんはもっと単価下げてきていますよ、と言われ、これでは今までの繋がりがあったとしても、こういう状況ですので、受注につなげていくのは難しいという回答をいただいたんです。今までお付き合いしててころがそうなので、新規参入で入っていこうと思うと、もう見積単価は原価を割るぐらいでなかつたら受注をもらえないのかなと思っているのが今の現状です。

他社さんからお話を聞きしているんですけども、今日の新聞で載っておりました

が、徳島の大企業さんの純利益が前年同期比で90%減であったとのことでした。

為替の関係が原因ということが出てましたけれども、そちらの関係の仕事が本当に出てなくて、県南の方はもう精密機械の仕事がないので、建築関係の仕事をするぐらいしか仕事がないということをお聞きしています。当然、影響を受けるのは小規模事業者の方が多いです。その中で、97円の引上げと、お聞きした、そこを狙っていくというのは、徳島の今の状態ではとても難しいんじゃないのかなと思ってます。

徳島は家族経営が主となる小規模事業者さんが大半で、家族が高齢になってきて、お給料が払えなくなったら廃業していくという会社が多いんです。できれば物づくりの徳島というところの希望を残していきたいと思っていますので、私たちとしたら40円プラスの1,100円をやや上回るぐらいの金額でお願いしたいと思っています。

以上です。

○撫養部会長

ありがとうございました。

労側が97円、使側が40円というふうに数字が出ましたけれども、この後の審議方法なんですけど、いかがいたしましょうか。公労、公使、労使等の二者協議に移りますか。

〔労使で二者協議〕

○撫養部会長

それでは、審議を再開します。

労使委員の皆様、協議の結果はいかがだったでしょうか。

○川口委員（労側）

労側は最初97円という提示をさせてもらったんですけど、徳島に目を当てたときに連合徳島集計の春闘で妥結した賃上率が4.84%だったんですけど、それに物価上昇の3%を足して7.84%、これを1,070円に掛けたら83円になります。ということから83円を提示させていただきました。

○撫養部会長

ありがとうございます。では、続いて使側についてお願ひします。

○天野委員（使側）

使用者側のほうは、最初に40円と申しあげましたが、本来はプラス30円でお願いしたいところでした。しかし、昨今の物価上昇等のことを考えると40円プラスまでは上げていかなければならないかなと思い40円と申しあげました。もういっぱいが40円なので、今日のところは使用者側としては40円ということで終わりました。

○撫養部会長

ありがとうございます。

労側は徳島に目を向けた場合に、賃上げ、物価上昇を加味させて、97円から83円まで歩み寄るということで、使側としては当初提示した40円は物価上昇を鑑みての金額であり、これがいっぱいが40円で変わらずということですね。

ご審議ありがとうございました。当初の提示から少し近づいたんですけども、まだ大

きく隔たりがあります。本日は各側一旦持ち帰っていただきて、ご検討いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○撫養部会長

次回は本日の審議を踏まえ、金額の設定を双方でさらにご検討いただき、次回専門部会において全会一致で結審できますよう、よろしくお願ひします。

事務局から改めて次回の日程と決定の手続について説明してください。

○事務局（賃金室長）

はい。事務局からお伝えさせていただきます。

次回の専門部会の開催につきましては、10月3日、金曜日の13時30分から開催予定となっています。会場はこちらではなくて、徳島地方合同庁舎の6階会議室において開催を予定しております。

決定の手続きについてですが、当専門部会におきまして全会一致で結審した場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議を審議会の決議とすることが第2回の本審において議決されておりますので、その場で諮問に対する答申手続を行うこととなります。

また、部会長からも説明がありましたとおり、予備日を10月17日、また10月23日に設けておりますが、予備日を用いても、なお金額に隔たりがある場合など、採決により決めなければならないという場合につきましては、部会報告を取りまとめた上で、本審を開いて、審議及び採決の上、答申を行うこととなります。

ただ、特定最低賃金に関しましては、地域別最低賃金とは異なり、労使のイニシアチブにより決定されるものとなっており、全会一致が原則となっていることから、本審の開催日は設定されておりませんので、採決に至った場合は改めて本審の日程調整を行うこととしております。

以上でございます。

○撫養部会長

本日はこれで閉会とします。お疲れさまでした。